

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 25 年 12 月 17 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 57 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・濱本・山口・ 横田各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、濱本委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについて」

○(建設)まちづくり推進課長

資料をごらんください。

「1 経過」にありますように、平成20年7月にスタートした小樽市中心市街地活性化基本計画は、今年3月末に計画期間が終了し、計画の最終フォローアップ報告書を10月25日付けで内閣府及び市のホームページで公開しておりますので、概要を報告します。

「2 の計画の目標と達成状況」をごらんください。

この計画では三つの目標を設定し、これらを達成するための事業として、表の下に掲げた小樽駅前第3ビル周辺地区第1種市街地再開発事業や花園銀座商店街の病院・高齢者住宅整備事業のほか、空き家バンク事業、小樽がらす市、小樽雪あかりの路、小樽ロングクリスマスなど55事業を計画に位置づけております。

目標①のまちなかのにぎわい創出では、歩行者通行量を指標とし、計画目標値を平成17年の丸井今井小樽店が閉店する前と同じ3万1,700人としましたが、実績値は約7,600人少ない2万4,000人余りとなりました。これは、小樽駅前周辺では第3ビル再開発により複合商業ビル、高層分譲マンション、新規小売店舗の進出が計画どおり進み、歩行者数の増加が見られたものの、丸井今井小樽店跡地の再活用が計画期間内に実現できなかったことが大きな要因と考えられます。

次に、目標②のまちなか居住の促進では、居住人口を指標とし、目標値を平成16年の中央通地区土地区画整理事業終了時の1万5,000人としましたが、実績値は約1,000人少ない1万4,000人弱となりました。これは、駅前第3ビル再開発の高層分譲マンションは完売したものの、入居率が8割程度にとどまったことや、民間共同住宅の新築戸数が少なかったこと、本市の人口減少が大幅に進んだことも要因と考えられますが、市全体と比べて中心市街地の人口減少傾向は緩和されており、本計画による一定の効果はあったものと考えております。

次に、目標③のまちなかでの宿泊の促進では、宿泊客数を指標とし、目標値を旭山動物園が人気となり観光客の旅行形態が変化し始めた平成16年の市内宿泊客数45万5,000人としましたが、実績値は約3万3,000人少ない42万2,000人弱となりました。これは、リーマン・ショックにより社会経済情勢の落ち込みや東日本大震災、原発事故などの影響による国内外の旅行マインドの冷え込みが主な要因と考えられますが、本計画のイベント系事業の着実な実施に加え、市内ホテルの本州方面への営業活動強化などにより、宿泊客数は平成23年度から改善しており、本計画による一定の効果があったものと考えております。

次に、「3 総括」の(1)ですが、本計画では予定した55事業の全てに着手し、そのうち16事業が完了し、2事業が担い手不足等により休止、残り37事業は計画終了後も継続して実施しており、計画した事業はおおむね順調に進捗し、完了しております。

また、計画終了時の中心市街地の活性化状況につきましては、事業効果が小樽駅前地区などの一部地区やイベント開催時など特定の期間に限定される傾向にあったことから、若干の活性化が図られたと総括しております。

なお、(2)にありますように、今回の計画は終了しましたが、引き続き、中心市街地活性化に向けた取組が求められており、これまで培ったソフト事業の継続や港湾エリアの再開発、丸井今井小樽店跡地の再活用などの動向を踏まえ、引き続き、官民協働により中心市街地活性化に取り組んでいくこととしております。

○委員長

「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律について」

○（建設）建築指導課長

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が平成25年11月25日に施行されましたので、概要について説明いたします。

この改正により、昭和56年5月31日以前に着工された建築物のうち、不特定多数の人が利用する大規模な建築物などについて、耐震診断の実施とその結果についての報告が義務化されます。この耐震診断が義務化される対象建築物の要件としましては、10月9日に公布された政令によりますと、大きく三つに区分されます。

1点目は、病院、店舗、旅館等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものなどで、これらの大規模建築物は耐震診断の結果について、平成27年12月31日までに所管の行政庁に報告されることが義務化されます。対象となる施設につきましては、市有建築物は市庁舎、市民会館、総合体育館などの20施設、民間建築物は12施設であります。

2点目は、庁舎、避難所などで北海道が指定する防災拠点の建築物です。これは北海道の耐震改修促進計画で指定し、期限を定めるものです。

3点目は、北海道又は小樽市が指定する避難路沿道建築物です。これは北海道又は本市の耐震改修促進計画で指定し、期限を定めるものです。

なお、2点目の庁舎、避難所などの防災拠点建築物や3点目の避難路沿道建築物の指定につきましては、今後、北海道と協議を進めていく予定であります。

○委員長

「平成25年度小樽市住宅リフォーム助成事業について」

○（建設）建築住宅課長

平成25年度小樽市住宅リフォーム助成について、お手元の資料に基づきまして報告いたします。

資料の1枚目をごらんください。

「1 補助金交付申請状況について」の「①申込・抽選件数」についてであります。申込件数は252件で、辞退が1件あり、抽選件数は251件でした。

次に、「② 補助申請件数」についてであります。5月9日に行った抽選で、当選者100件、補欠者30件を決定しました。補欠者30件については、当選者に辞退者が発生した場合に随時繰上当選を行い、11件を決定し、また7月10日の当選者の補助申請締切り後にも19件の繰上当選を行い、補欠者全員を当選者としました。その結果、当初の当選者100件については、申請が82件、取りやめが18件、また補欠の当選者30件については、申請が22件、取りやめが8件で、これらを合計しますと、決定数130件に対して申請件数が104件、取りやめ件数が26件という結果になっております。

次に、「③ 取りやめの主な理由」についてであります。26件の取りやめの中で理由が明らかになっている主なものとしましては、当初の見込みよりリフォーム費用が多額になったためが4件、申請者の要件を満たしていなかったためが4件、工事を延期したためが3件となっております。

次に、「④ 補助申請金額等」についてであります。今回、補助申請をした方々のリフォーム工事費の総額は3億354万円となっております。1件当たりの平均金額にしますと291万9,000円になります。

また、補助申請金額の総額は1,867万3,000円となっております。1件当たりの平均金額にしますと18万円になります。

なお、まだ完了していないリフォームもあり、金額は変動する場合がありますので、全てのリフォームが完了した時点で補助金の総額が確定することになります。

次に、「⑤ 省エネ改修工事件数」についてであります。申請件数104件のうち23件となっております。

次に、「⑥ 工事請負業者数」についてであります。現時点で資格登録業者は122社ありますが、そのうち当該事業におけるリフォームを請け負った業者は61社となっております。

全体を通して平成24年度との比較では、当選者の補助申請締切りを1か月早めたことや当選者に辞退者が発生した場合に随時繰上当選者を決定したこと、さらに補助申請の1件当たりの平均金額が増加したことなどにより、申請件数が8件増の104件、また補助申請金額の総額が282万6,000円増の1,867万3,000円になったと思われま

す。次に、アンケート調査について説明いたします。2ページ目の別紙1をごらんください。

このアンケートは、今年度の補助申請者全員を対象に郵便で用紙を送付し、無記名にて回答いただきました。配付枚数は104枚、回収枚数は93枚、回収率が89パーセントとなっております。

アンケートの集計結果の概要について説明いたします。

表は、平成24年度と比較できる形となっております。

回答は24年度とほとんど同じような傾向が見られますが、変わったところとしては、2番目でお聞きしたりフォームを行った住宅の築年数についての回答で、築30年以上の割合は、④、⑤、⑥の合計ですが、24年度の49.3パーセントから、25年度は62.4パーセントとなっており、古い住宅の割合が増加しております。

また、次のページの6番でお聞きしたりリフォーム工事費の総額についての回答で、500万円以上の大型工事の割合が、24年度の10.4パーセントから25年度は17.2パーセントに増加しております。

次に、別紙2をごらんください。

このアンケートは補助制度を活用したりリフォームを施工した業者全員を対象に、先ほどと同じく郵便で用紙を送付し、無記名で回答をいただきました。配付枚数は61枚、回収枚数が39枚、回収率が64パーセントとなっております。

この回答も補助申請者へのアンケート同様に、24年度とほとんど同じような傾向が見られますが、変わったところとしては、次のページの4番でお聞きした、説明会に参加した方に、説明会の開催を何で知ったかについての回答で、①の「所属する団体からの案内で知った」、②の「小樽市のホームページを見て知った」がともに減少しております。

これらのアンケートの集計結果を踏まえまして、平成26年度事業実施に向けて、事業スケジュールや補助対象者の決定方法などを検討していきたいと考えております。

○委員長

「塩谷住宅（中層）における入居申込要件の緩和について」

○（建設）小林主幹

塩谷住宅（中層）における申込要件の緩和について報告いたします。

現在、塩谷住宅については、一般世帯住宅に空き住宅があれば、公募ではなく随時募集を、また特定目的住宅については定期公募を行っているところですが、特定目的住宅では、恒常的に応募倍率が低く、次期公募に繰り越している状況です。

また、単身者世帯の応募倍率については、一般世帯全体から見ますと高くなっていますが、次期公募に繰り越す住宅は全て2人世帯用の住宅であるため、塩谷については3DKですけれども、現在の要綱では世帯人数に応じた住宅しか提供することはできません。

このような状況から、長期にわたる空き家の有効活用や単身者世帯の入居機会の拡大を図るため、2人世帯用住宅を単身者世帯用住宅として提供することについて検討することといたしました。

このことについて、本年11月15日に開催の住宅行政審議会に諮問したところであります。諮問の内容につきましては、別紙資料の1の緩和の内容をごらんください。

1 点目が、繰越しが続いている特定目的住宅の半数を一般世帯住宅に振り替える。

2 点目が、特定目的住宅から一般世帯住宅に振り替えた住宅及び特定目的住宅については、公募により単身者世帯でも 2 人世帯用住宅の申込みを認める。

施行予定日は来年 4 月 1 日とすることで、諮問どおり答申をいただいたところです。

資料の表は、一般世帯住宅と特定目的住宅に分けて、現行の取扱いと改正後の内容を記載したものであります。

次に、2 の今後の取扱いについてですが、塩谷住宅の特定目的住宅については、12 月に 13 戸を公募し、応募者はゼロでしたので、引き続き 2 月公募に繰り越す予定です。2 月の公募では現行の要件で実施し、公募後、申込状況が判明いたしますので、繰越しとなる特定目的住宅を確認し、その半数を一般世帯住宅に振り替え、4 月公募に出す予定です。4 月公募では新要件での公募を行い、あわせて定期公募する塩谷住宅については、単身者世帯でも 2 人世帯用住宅の申込みを認めることとするものでございます。

○委員長

「住宅明渡しの強制執行について」

○（建設）小林主幹

住宅明渡しの強制執行について報告いたします。

本件は、塩谷住宅に入居し、滞納月数 55 か月、75 万 8,096 円の家賃滞納者に対して、平成 23 年 8 月 18 日、札幌地方裁判所小樽支部に市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払を求める訴訟を提起し、同年 9 月 21 日に言い渡された判決に基づき、本年 10 月 8 日に住宅明渡しの強制執行を行ったものであります。

経過といたしましては、平成 23 年 9 月 21 日の判決後、同人に対し、早急に住宅明渡しを求めるため、何度か住宅を訪問するも、不在のため面談することができず、また電話や再三にわたる文書催告を行いました。同人からの応答は全くありませんでした。その後、平日の住宅訪問ではなかなか同人と面談することができないため、昨年 6 月 10 日の日曜日に同人宅を訪問したところ、直接本人と面談することができました。その際に、同人からは 7 月末までに住宅を明け渡す旨の誓約書が提出されたところですが、後日、同人から期日延長を求める申出があり、その期日も履行されなかったところでございます。何とか同人に自主的退去を促すため、昨年 10 月 12 日を含む 3 回、勤務先を訪問し、住宅の明渡しを求めたところ、同人から住宅明渡しの準備ができ次第連絡をする旨の申出がありましたが、その後、全く応答はありませんでした。これまで何度も約束を交わすも履行されなかったことから、本年 7 月 1 日、札幌地方裁判所小樽支部に、住宅明渡しの強制執行の申立てを行い、10 月 8 日に強制執行を実施したところでございます。

今後につきましては、滞納家賃などの債権がありますので、引き続き会社等を訪問し、家賃等の回収に努めてまいりますと考えております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎小樽市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについて

今、報告を受けました順番にお聞きしたいと思います。

1 番の中心市街地活性化基本計画の最終フォローですけれども、目標は、1、2、3 とも残念ながら下回ってしまっております。

その内容をお聞きしましたが、これをどう評価されているのか、それからこの中心市街地活性化で、全道、

全国の状況で成功しているところというものはあるのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

まず、評価について、総括のところでも触れましたけれども、全体的には目標値は確かに達成されていないのですが、メインの事業であります駅前第3ビルの再開発が完成しておりますので、それに引っ張られるようにというか、誘発効果もありまして小樽駅のリノベーションですとか、あるいは周辺に居酒屋ができたとか、結構駅前がにぎわってきているというような状況もございます。市全体が活性化したということはなかなかこの結果から言えないのですが、駅前地区に限って、やはりにぎわいが少し戻ってきたということで、若干の活性化が図られたということで評価をしてございます。

それと、全国の事例ということですが、結構全国の、内閣府のフォローアップの報告書の中を見ても、本市と同じような状況のところもかなり多いのですけれども、例えばすぐ活性化してうまくいっているところというのもしやはり中にはございまして、例えば岩手県久慈市ですとかはかなり目標も全て達成されてございまして、少し定住人口のところがいま一つという結果が出ておりますけれども、目標商品販売額とか歩行者・自転車通行量、そちらのところは目標値をクリアしているというような状況もございます。

あと、ほかに成功している例としましては、静岡県藤枝市がほとんどの目標をクリアされているというような状況で、非常によい結果が出てございます。

あと、平均的に言いますと、本市も全体の中では平均的な成果であったのかなというふうに考えてございます。

○新谷委員

さまざまな条件が重なって、なかなか目標にはいかなかったということですが、特に心配されるのは①です。まちなかのにぎわい創出というところで、たまに都通り商店街などを歩いていても、非常に閑散としています。堺町あたりはにぎわっているかもしれないけれども、回遊性を高めるというようにはなっていないと思っています。この中心市街地活性化基本計画はこれで終わり、これからは産業港湾部の事業が多くなるのではないかと思いますけれども、このあたり建設部としてはどのようにかかわっていくのか、どうしたらにぎわいが創出できるのか、考えているのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

ハード事業のほうはほとんどこの計画が完了しておりますので、建設部が直接というのはなかなかないのですけれども、計画のにぎわい創出の部分で、やはり達成できなかった大きな要因といいますのが、丸井今井小樽店跡地で、計画の中では商業施設としての再活用ということを目指していたわけですが、計画期間中にはそれが達成できなかったということで、中心となる商店街に大きな商業施設ができなかったということが、やはり大きな要因だと思っています。これができれば、駅前と丸井今井小樽店の跡地が結びついて、そこに動線が一つできるのかというふうに考えてございましたが、この計画の中では残念な結果に終わった。ただ、計画終了間際になって日本レーベンが進出するというニュースが入り込んできましたので、今後はその動向を見守ってまいりたいと考えてございます。

あと、建設部のかかわりとしては、まだ市内で港湾ですとか、クルーズ船ですとか、丸井今井小樽店の跡地の再活用がありますので、建設部で協力できることがあれば、連携して対応していきたいと考えてございます。

○新谷委員

◎建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律について

次に、建築物の耐震改修の促進に関する法律のことで3点の報告がありました。その中で、市の建物が二つくらい挙げられたと思いますけれども、用途別にどういうところがあるのか、お知らせください。

○（建設）建築指導課長

市の建築物の関係でございまして、先ほど言いましたように、市の庁舎ですとか、体育館ですとかが主な

もので残りがほとんど小・中学校ということでございます。

○新谷委員

いやに簡単ですね。

市の建物ですから、もう少し詳しく言えないのですか。

○（建設）建築指導課長

市民会館ですとか、市の庁舎ですとか総合体育館のほか小・中学校が挙げられるわけですが、ほとんどが小・中学校なのですが、その小・中学校の施設名をとということではなくて。

○新谷委員

いやいや、いいですけども。そうではなくて、例えば保健所とかは大丈夫なのですか。

○（建設）建築指導課長

耐震診断のということですか。

○新谷委員

政令が本年10月9日に公布されて、耐震診断の結果について平成27年12月31日まで報告するという中で、この対象となる建物に含まれないのですか。

○（建設）建築指導課長

今、申し上げました市有の建築物については、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で診断されているものですが、そういった建物については耐震診断を行って、平成27年12月31日までにその診断結果を報告するというところでございます。

○新谷委員

具体的に保健所は、対象にならないのかということをお聞きしました。それから民間施設です。これも民間の名前を言うのは差しさわりがあるとしたら、どのような用途で幾つずつあるのか、お示してください。

○（建設）建築指導課長

民間施設の対象となる建物の用途ということでございますけれども、今、対象となる建築物については、病院が3施設、それから商業施設、物販店でございますけれども2施設、公益上必要な事務所関係ということで3施設、それから危険物の貯蔵という形で2施設、それから小・中学校が1施設ということでございます。

○委員長

保健所は対象になりますか。

○（建設）建築指導課長

保健所は対象になります。

○新谷委員

それで、今朝の新聞で、住宅改修には耐震性などで国土交通省から補助があるというのですけれども、民間建築物に対しての補助というのはあるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

民間建築物に対しての支援制度ということでございますけれども、国で緊急対策という形で、3分の1の直接補助がございまして、残り3分の2について事業者負担という制度を持っております。

○新谷委員

◎住宅リフォーム助成事業について

次に、住宅リフォーム助成制度についてです。

大変詳しくわかりやすい資料を提出していただきました。ところが、残念ながら今年度もまだ2,000万円に達していません。助成金の最終見込の総額はどうか。

○（建設）建築住宅課長

助成金の最終見込みについて、全てのリフォームが完了した時点で額が確定しますが、現時点では1,867万3,000円となっております。

○新谷委員

では、まだわからないということですか。

○（建設）建築住宅課長

今の時点ではまだ確定していないということでございます。

○新谷委員

昨年度は予算がたくさん残ってしまいましたので、昨年度の反省から、先ほど説明があったように、申請を早めるとか、補欠の繰上げを早めるとかして工夫したけれども、現時点ではまだこれだけだということです。

私たちは、第1回定例会で予算修正案を提出して、申請申込みをする人全てに助成金が当たるようにと提案しているのですが、今年度で考えますと、抽選で漏れた121件、それに対して平均の補助申請金額を掛けますと、2,000万円ちょっとで補助を拡大できるわけです。制度の目的の一つには市内産業の活性化を図ることがあります。工事施工業者のアンケート26件のうち16件が、予算増額に関するものです。

住宅をリフォームした人も、それから施工業者も、大変いいということで評価しているわけですが、来年度、一応3年間の期限で最後なわけですが、予算を増額して申込者、申請者全員に補助をするというのはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

来年度の申込件数がどれくらいになるかはわかりませんが、今年度と同じく250件前後の場合は、厳しい財政状況ですので、全員補助することは難しいと考えております。

○新谷委員

そのような答弁が来るというのは予想できていたことですが、何とか予算も少なくとも最初に提案されている2,000万円は使い切るというふうにならしてほしいと思うのですが、それで最初に昨年度と今年度の傾向から、最初の当選者を100件にしないでもう少し多くするということができるのではないのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

先ほども報告しましたが、今年度の改善の結果、昨年度より予算の残った額が減っております。また、1件当たりの補助申請金額もアップしております。そういったことを踏まえまして、来年度、予算を残さないよう、そういった当選者のことなども検討していきたいと考えております。

○新谷委員

それから、ちょっと気になることなのですが、資格登録業者数は昨年度の96社に比べて122社ということで増えています。これはやはりこの制度に対しての期待の表れだと思うのですが、工事請負業者数が61社というのがすごく少ないと思うのですが、どうしてこのようになるのか、分析していますでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

工事を請け負った業者が登録業者の半分で少ないかもしれませんが、これはあくまで抽選結果ということで受け止めております。

○新谷委員

抽選の結果、1社で何件も持っているところもありますから、こういうふうになるのかもしれませんが、これだけ登録するという事は期待の表れですし、やはりこの制度に対して、先ほども言いましたけれども、予算増額、それから続けてほしいという声がいっぱいありますので、ぜひその辺は考えていただきたいと思います。

それから、来年度、消費税が8パーセントになるということで、大きな負担になってくるわけですが、こ

の上限額20万円、エコの場合は30万円、これは変える必要がないのでしょうか、いかがですか。

○（建設）建築住宅課長

3年間ということの事業で実施しておりまして、もう既に2年経過しておりますので、3年目も同じ限度額で行いたいと考えております。

○新谷委員

なかなかこの8パーセントは重たいと思うのです。今年度はそういうこともあって申込みが多かったのかなという気がしますし、いろいろな1件当たりの単価も上がったのかなという気もしますが、何とか来年度1年ですので、予算の面でいい方向に行けるようにぜひ考えていただきたいし、原課、財政、市長、ヒアリングがこれから始まるでしょうけれども、ぜひ要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

来年度の予算に関しては、委員がおっしゃるように、これから予算編成ということですので、今後、その増額に関しては検討していきたいと思っております。

○新谷委員

よろしいですか。それで、検討していただけますか。

○建設部西島次長

今、課長から、来年度の予算編成がこれからというお話があったのですが、今まで私もかかわってきた身でございますので補足させていただきます。一応、我々としてはそういったことも内部では検討するのですが、これは毎回、私、これまでも答弁してきましたが、大変厳しい財政状況の中、この事業を3年間継続するというのは本当に大変なことであるということも御理解いただきたいと思っておりますので、これからの財政部との協議の中では、そういった話もすることにはなるかと思っておりますけれども、非常に厳しいということも認識しておいていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○新谷委員

市全体で考えれば、建設部はそういうふうに思って頑張っていたいただきたいと思っておりますけれども、これは別な話ですが、この間予算特別委員会で言いましたけれども、簡易水道は結局1億1,000万円も穴があいて、一般会計からの繰出しをしなければならぬという、そういう状況の中で市民生活、市民要望にかかわる部分がどんどん削られていくというのは本当に納得いかないです。それを建設部に責任があるというようには思っていないですが、そういう意味ではやはり市民本位で、またこの市内の経済活性化という点で、ぜひ頑張っていたいただきたいなと要望いたします。

◎住宅明渡しの強制執行について

次に、強制執行についてです。

経緯を聞きました。この方は、勤務先で面会したといいますので、勤務されている人ですね。この55か月で75万円とちょっとですから、家賃にしたらそんなに大きな額でもないのですが、こんなにためる前に、例えば差押えという制度もほかにはありますけれども、給料からこの家賃を天引きする、そういうことはできなかったのでしょうか。

○（建設）小林主幹

この方につきましては、裁判に行くまでの経過といたしまして、文書催告をもう10回ほどしております。そういった中で、交渉もしながらやってきました。給料の差押えとなりますと、一番のデメリットとで、会社をやめるといことも想定されますので、裁判に行くまでの間にやはり年間計画を立てながらやってきたわけなのですが、最終的にこういった支払いが滞って強制執行といった経過になったところでございます。

○新谷委員

裁判の結果ですけれども、私が心配するのは、何でもこういうふうになるのかと。精神的な病気というか、そういうことも考えられないのかと思って、何回も文書催告したというのですけれども、日曜日には本人と面会できたわけですから、市役所は仕事がお休みの日ですけれども、もう少し努力してほしかったと思うのです。どういう方かも面談していませんからわかりませんが、そういうことも含めてこれから大変かもしれませんが、このような事例があったら、なるべく文書ではなくて面談してやっていただきたいと思っています。答弁はいいです。

◎小樽公園第 2 駐車場について

それから次に、小樽公園第 2 駐車場について伺います。

前回の第 3 回定例会で説明がありました、小樽公園第 2 駐車場の配置変更は、山手地区統合小学校の建設が始まってからでなければ変更できません。その間、第 2 駐車場が使えないわけですが、その期間はどのように対応するのか、お知らせください。

○（建設）公園緑地課長

ただいまの山手地区統合小学校の建設予定期間でございますが、平成 27 年度から、現在の第 2 駐車場を含む区域で、山手地区統合小学校建設のための造成を始めます。それで、平成 30 年 4 月から、新しい小学校を使い始めるということになりますので、その後、旧緑小学校校舎を解体して新駐車場を建設することになります。したがって、第 2 駐車場が使えない期間は、平成 27 年度の春から平成 30 年度までの 4 年間となる予定でございます。

また、その間の駐車場は、現在の旧東山中学校のグラウンドを仮設駐車場として使用する予定であります。

○新谷委員

旧東山中学校では、教育委員会に聞くと、学校開放をずっと日中から夜もやっているのですけれども、その点で駐車台数が足りないとか、そういうふうなことはないのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

教育委員会の体育館の一般開放の間なのですけれども、現在は教育委員会の敷地内、あるいはその体育館の軒下ですとか、そういったところに実態としてとめています。それで、旧東山中学校のグラウンドというのは、現在、閉鎖しておりまして、まるっきり使われていない状態になってございます。

したがって、そこを一応、正確な測量はまだしていないのですけれども、図上でおおむね 120 台以上は駐車可能だということになってございますので、現在の第 2 駐車場の 127 台相当、そのぐらいの駐車台数は可能というふうに考えてございます。

○新谷委員

わかりました。

◎市営桂岡住宅について

では次に、一般質問で市営桂岡住宅について聞きました。

これで、指定管理者から桂岡住宅の巡視の報告を受けているのかという質問で、回数だけ報告されました。どういう内容で報告を受けているのかの答弁がなかったのですけれども、これはどのように報告されているのでしょうか。

○（建設）小林主幹

指定管理者から毎月、業務報告書をいただいております。その中で、住宅名、回ったときに異常がありかなしか、そういった内容で報告を受けております。

○新谷委員

異常があるかないか、草ぼうぼうの状態は異常というのでしょうか、異常とはどういうことですか。

○（建設）小林主幹

政策空き家につきましては、空き住宅になっていますので、不審者が出入りしているかどうか、あるいは鍵の施錠がきちんとされているのか、あるいはまた損傷箇所がないのか、こういった内容の巡視をしておるところでございます。

○新谷委員

そういう管理の仕方がどうなっているかということですね。

指定管理者業務仕様書では、指定管理者は、適宜、入居者にアンケート調査を行い、市営住宅の管理・運営の改善を行うことになっています。アンケートは平成21年度に行ったということですが、無記名であったために、桂岡のことは把握していないという答弁でした。これでは、どこの住宅がどういう状態なのか全くわかりません。アンケートについては、平成23年の決算特別委員会でも質問しました。改めてお聞きしますけれども、アンケートの内容というのはどういうものなのか、お知らせください。

○（建設）小林主幹

平成22年度から24年度にかけて、指定期間3か年ですけれども、これにつきましては、アンケート調査は実施されておられません。

○新谷委員

平成22年度から24年度は実施されていない。

それで、21年のアンケート内容、改めてお聞きします。

○（建設）小林主幹

大変申しわけございません。

平成21年10月にアンケート調査を実施しております。これにつきましては、指定管理者のいわゆる苦情だとか、あるいは要望、窓口の対応、こういった職員の対応についてのアンケート調査を実施してございます。

○新谷委員

平成23年の決算特別委員会で言ったとおり、入居者の要望、意見というのを書く欄がありません。アンケート調査というより、満足度調査のようなものだったと踏まえておりますが、アンケートについて、事業計画書でどのように決められておりますか。

○（建設）小林主幹

入居者に対し、適宜、アンケート調査を実施して、管理・運営の改善を図る、こういった内容になっております。

○新谷委員

市営住宅入居者の利便性の向上を図るため、アンケートなどを実施して入居者の意見、苦情を把握して、市に報告するとともに、本業務の改善に努めるものとするというのがその中身ではないですか。

○（建設）小林主幹

そのとおりでございます。

○新谷委員

それであれば、事業計画どおりやっていないということではないのですか。つまり、法律違反になるような中身ではないかもしれないけれども、計画どおりやっていないということですよ。そのとおりやっていないということに対して、本市として、協定ですから、どういうふうにこの指定管理者に対して、指導というか、これをチェックしているのか、どういう意見を指定管理者に言っているのでしょうか。

○（建設）小林主幹

アンケート調査につきましては、適宜ということで、必要に応じてやるということですから、通常の業務の中では、入居者からいろいろ要望、苦情、こういった内容を受けておまして、そういった内容につきましては、入居

者の意向なりを指定管理者は把握してございます。また、あわせて自治会なりに、会長ともいろいろ相談する中で、意向確認はしているところでございます。

○新谷委員

それにしてもあまりにも草がぼうぼう生えてひどい状態なので改善してほしいということが市民と語る会です。出されたわけですが、一般質問の答弁では、指定管理者と連絡を密にして状況の把握に努めて、対応してまいりたいということですから、そのとおりにお願いしたいと思います。

それで、アンケートですが、3年に1回程度ということでした。3年に1回、22年から24年、これはなぜ行わなかったのでしょうか。

○（建設）小林主幹

指定管理者では適宜ということ、必要に応じてという理解の仕方をしておりました。先ほども答弁いたしましたけれども、入居者からのいろいろな苦情あるいは要望、こういったものは常に指定管理者で把握してございますので、意向は把握しているというふうに考えております。

○新谷委員

苦情や要望は常に把握しているということですが、ではこの間の雨漏りの件も把握して対応されたのでしょうか。

○（建設）小林主幹

指定管理者に確認いたしましたら、苦情があったときには現地に行って確認して、業者に現地を確認するように伝えたということで聞いております。

○新谷委員

それが、結局、雨がやんでから行くので、当面は大丈夫だから様子を見ましょと、そのようになっているというお話です。住宅自体がもうかなり老朽化していますから、そういう時期になっているのだと思いますが、雨が降ったときに行くなどして、きちんと親切に対応しなければならないのではないですか。

○（建設）小林主幹

十分でなかった点につきましては、入居者からそういった苦情、要望がありましたら、直ちに現地を確認して対応するように指導してまいりたいと考えております。

○新谷委員

そういうことで、かなり巡回していても、草ぼうぼうの状況、それが予算もゼロということで対応されていなかったということは問題だと思います。指定管理者制度によって、本当はもっと市民のためになるようにという目的だったはずですが、市も指定管理者に丸投げしてチェックもしない、そしてまたそういう事態になっても、なかなか入居者の声も反映されないということがないように、しっかりと見張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）小林主幹

先ほどからるる御指摘を伺いまして、業務報告書につきましても、巡回したところについては、内容も少し改善したいと考えております。

○新谷委員

◎ロードヒーティングについて

次に、ロードヒーティングの節電についてです。

新聞にも載っておりました。日中、プラス気温のときには切って節電するというのですが、中央監視システムだけでは判断できないと思います。いかがですか。

○（建設）雪対策課長

日中の気温が高いときのロードヒーティングの運用ということですが、あくまでもその中央監視システムは状態の確認ということですので、道路状況ですとか気象状況を十分見極めながら、現地の状況を見ながらそういう判断をして、安全等保たれる範囲において稼働の運用をしていきたいと思っております。

○新谷委員

道路パトロール車が常にそういうところに行って見てくるということですか。

○（建設）雪対策課長

市職員のパトロールのほかに、6地域ステーションがありまして、そこには業務主任がおりますので、日中、大体、平均しますと3回程度はパトロールしております。その状況の中でそういう稼働運用を考えていきたいと思っております。

○新谷委員

実は11月、大雪が降りました。そのとき、ロードヒーティングの初動が遅れて、事故が6件あったということを知りました。御存じだったでしょうか。

そういうことで、これからも節電はやむを得ない部分もありますけれども、なにしろ一番考えなくてはいけない部分は命ですから、その辺で事故のないように対応していただきたいと思いますが、その点についての答弁をお願いします。

○（建設）雪対策課長

ロードヒーティング施設につきましては、当市の急坂路線が多いという特性の中で、安全上欠かせないものというふうに考えておりますので、あくまでも安全が保たれる範囲においての運用ということで考えていきたいと思っております。

○新谷委員

11月の事故のことは知っていましたか。

○（建設）雪対策課長

事故が起こったということは認識しておりまして、11月10日に急遽ロードヒーティングの稼働を開始したというところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○横田委員

◎建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律について

先ほど報告がありました耐震対策緊急促進事業ということで、新谷委員からも質問がありました。

この建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の内容は報告がありましたのでわかりました。11月25日に施行されて、平成27年12月までに耐震診断の義務化と、しなかった場合の公表などが決められているということですが、公共と民間の、この耐震診断の対象となる要緊急安全確認大規模建築物について、公共建築物は当然自分で調べれば済むことですが、民間建築物は規模が3階建てで5,000平方メートル以上というふう聞いております。対象となる民間建築物はどこだと言うことは、はばかれますか。耐震化されていないという公表ではなくて、こういう対象ですよということ。まだこれからするわけですから。それはいかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

対象の民間建築物はどこなのかというようなことですが、民間の建築物については、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準での建築物でありまして、そういった意味ではどうしてもやはり耐震化がされ

ないというようなイメージが非常に強いわけですし、できればそういった個別の名前は控えさせていただきたいと考えております。

○横田委員

11件と言いましたか。

○（建設）建築指導課長

12件です。

○横田委員

12件ですか。

それで、この耐震診断にかかる費用、業者に払うのはどのぐらいなのか。例えば1平方メートル当たり幾らというののどのようになっていますか。

○（建設）建築指導課長

耐震診断の費用でございますけれども、1平方メートル当たりどのぐらいかかるのかということについて、社会資本整備交付金の中で補助申請をしていくわけなのですけれども、そのときに使う材料としまして、1,000平方メートルまでは2,000円、1,000平方メートルから2,000平方メートルまでは1,500円、それ以上の部分については1,000円というふうな形で、例えば5,000平方メートルの建物があると、それを積み重ねていくわけですし、大体650万円ぐらいかかるのかなど。そのような費用でございます。

○横田委員

今回の法改正は、それを国がしたわけですけれども、義務づけして、必ずしなさいよと。六百数十万円という費用を、先ほど国の補助が3分の1と言っておりましたが、残り3分の2は事業者が負担するというのは、なかなか厳しいと思うのですが、国の責任により、支援、補助がもう少し出るような施策があるようにも聞いております。その辺についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

先ほど、耐震対策緊急促進事業補助金ということで、国で3分の1の補助、残りの3分の2が事業者負担ということで国で、本年5月にこういった補助制度が創設されているわけでございますけれども、現在、市が補助制度を設ける場合に、国でその半分まで、2分の1まで補助をしますよということになっておりまして、その制度について活用されると、事業者負担も軽減されてくるのかというふうには考えております。

○横田委員

やはり市民にとりまして、耐震化ということは大事なことです。それをそのまま円滑に進めていくためには、やはり所有者といいますか、事業者といいたし、そういった民間に対する支援というのは必要ではないかと思われ。今、課長から答弁がありましたように、私が少し調べたところによると、本市が補助制度を創設すれば、最初の国の3分の1、国がもう6分の1ですか、要するに補助が2分の1になる。それから、本市が補助をやると、道も支援してくれる。そうすると、事業所の負担は6分の1ぐらいになるというようなことをお聞きしました。この件に関しては、北海道と協議などはしているのですか。

○（建設）建築指導課長

民間の大規模建築物に対しての補助制度を創設するかどうかということで、北海道とどのようにやっていくかということでございますけれども、北海道につきましても、民間大規模建築物については、大災害に遭ったとき、大きな被害があるのでやはり民間の建物に対しても補助していこうという考えを検討しているところでございます。

○横田委員

道の関係者に聞いたら、本市が補助制度を創設するということになると、道も同額の補助をするような話になっているようです。それもまだ当然決まっていないうわけですけれども、ぜひ本市もこういった制度を御検討いただい

て、仮に小樽市が 6 分の 1 ですか、補助制度を創設すると、事業者の負担は 6 分の 4 だったのが 6 分の 1 になるわけです。そうですね。間違いありません。あとは、国、道、本市で支援することになると思います。

先ほど名前を出せないと答弁がありました。駅前第 1 ビル、第 2 ビル、これは相当、もう四十数年ぐらいたっておりますよね。極めて老朽化していると。しかし、不特定多数の市民の出入りというのは相当あると思います。

例えば何かあったときに大きな被害が出ると想定されますので、ぜひ耐震診断をして、改修するのか、あるいは新設するのか、わかりませんが、そういったことはしてほしいのです。もう大分前、駅前再開発事業では、付近の商店あるいは事業所などを除却して、新しいビルをつくり、入っていただいて商売していただいているということもあります。もちろん事業者の負担は一定程度なければならないのでしょうけれども、そうして市の政策でやった計画で入っている方々に大きな負担を強いるというの、なかなか違和感があるのかなという感じがいたします。それから駅前第 1 ビルには市営住宅がありますし、第 2 ビルも何か市の受益もあると聞いておりますので、そういった意味でも、繰り返しになりますが、金額の大きさとか割合がどうなるかわかりませんが、本市として、そういった支援をぜひ検討していただきたいというのが先ほどから言っている話でございますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

建物の用途として、物販店、3 階建て 5,000 平方メートル以上のものについては、対象になるということでございますけれども、市に協力して再開発事業が行われた建物について、この建物は、区分所有されていますから、当然、それぞれが負担しながら耐震診断を行っていかなければならないと思っておりますし、国で定めた義務化でございますので、ぜひやっていただきたいと思っております。

○横田委員

対象となるホテルがあるのかどうかはわかりませんが、たぶん一般の大きい建物とか、それからマンション等々、古いマンションもなくなってきたのかもしれないかもしれませんが、そういうところは違ったケースかなという気がしますので、その辺をお願いしたいと。

それから、北海道との協議も、先ほど答弁がありましたけれども、何か進んでいると聞いております。どんなお話をこれからなされるのかわかりませんが、もし決まりましたら、ぜひお知らせいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

◎小樽駅前再々開発について

11 月 1 日の建設新聞に、こんな記事が出ていました。小樽駅前再々開発街づくり検討協議会が発足しましたということで、今の第 1 ビル、第 2 ビルも含めた小樽駅前、駅前広場、これについて、長期的な目で見なければならぬのでしょうか、そろそろ何かしなければならぬという検討を開始したいという記事でありましたが、この検討協議会に参加された方というか、団体といいたまいますか、それはどういったところでしたか。

○（建設）まちづくり推進課長

参加者ですけれども、14 団体ございます。小樽商工会議所、J R 北海道、北海道中央バス、駅前第一ビル商店街、駅前第一ビル事務所会、駅前第 2 ビルの株式会社長崎屋小樽店、もう一つ第 2 ビルのサポート事業協同組合、それと樽石ビルの株式会社樽石と、市からは企画政策室主幹、建設部長、産業港湾部長、そして小樽駅前ビル株式会社と、オブザーバーとして北海道後志総合振興局ということで、事務局は小樽駅前ビル株式会社ということになってございます。

○横田委員

新聞ではビル 2 棟の改築など議論という、まさに今お話ししたような見出しがついて、簡単に出ていましたけれども、どういった議論が今の 14 団体でされたのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

議論の概要でございますけれども、まず、会議でどういうことを議論するのかということでは、耐震診断の義務化が法制化されましたので、診断結果を受けたところ、耐震化工事等を施工するのか、あるいは建物自体建て替えるのかと、こういったことが協議会での中心の議論となるというふうに話されてございます。

もう一つは、駅前だけではなくて人口減少が進む中で、20年後に新幹線駅ができることを踏まえて、小樽駅前再々開発も新幹線を踏まえて考えなければならないということ、そして駅前広場、ここでは駅前広場の中ですけれども、車と人がふくそうしている、こういうところを解決していく手段を考えていきたいと思いますというところでございます。

個別の意見といたしましては、バス事業者は、駅前広場は国道との出入口の問題があるだろうということをおっしゃってございます。あとは、駅前第1ビルの中の商店会からは、小樽駅と第1ビルの連携、これがうまくとれていないというような議論がございました。あとは、例えば建替え、あるいは再開発をやるというときに、代替の店舗をどうしたらいいのか、このようなことも委員の中で意見が出ていたというような状況でございます。

○横田委員

視察へ行って大きな駅をよく見ますと、いろいろな駅で、駅前広場ということで駅前の再開発が、また再々開発もしております。帯広とか函館とか、大阪とかああいう大きいところはすぐわかりますよね。私は駅前の駅舎はあれはあれで、昔の様相を呈して、すばらしいと思いますが、駅前広場は、答弁のように、バスターミナルがどんとあってバスが行き交う、それから営業車がこちらにある、そして自家用車が真つすぐ入ってきて時計の下にとまるとか、その間を縫って歩行者が歩いているというような、新聞記事では北海道の公安委員会からも再三改善を求められているような、そんなふうになっております。もちろん、今すぐぱっとどうなるわけではないのは重々知っておりますけれども、総合的にいろいろ今の駅前第1ビル、第2ビルの話も含めて、ぜひ小樽の顔としてふさわしい、そういった広場にしていきたいと思っております。小樽駅前再々開発街づくり検討協議会は頻度どのぐらいでやるのかわかりませんが、これからもやっていくと思っておりますので、市の意見等々もしっかり言っていただければなと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○建設部長

この会議、1回目がありまして、私が出席してまいりました。内容といたしましては、どちらかというと顔合わせというようなニュアンスが非常に強かったのですけれども、市としまして、先ほど課長の答弁で、企画政策室、産業港湾部、それから建設部と3部が出ておりまして、それぞれの面から小樽駅前、先ほど委員もおっしゃられたけれども、どういったふうに、ビルだけを建て直していくのか、それとも面的に大きな整備が必要なのか、すぐできる話ではないのですけれども、皆でまず問題点を出し合いたいというような形で、どのくらいの頻度でできるかどうかはちょっとその時点ではわからなかったのですけれども、そういった形で私どもも積極的に参加して、今後の駅前について考えていきたい、そのように思っております。

○横田委員

わかりました。ぜひしっかりとお願いいたします。

先ほど新幹線の関係で駅前の整備とありましたが、それも何か関係があるのですか。それは小樽駅前のことですね。

○建設部長

どちらかといいますと、1回目の会議だったので、話題提供ということもありまして、経済界がいろいろ考えているような話もお披露目になったというか、そのようなことで、具体的に今すぐどうこうという話ではなかったと思っております。

○横田委員

新幹線を引っ張ってくる。

○建設部長

いや、そういう話はしていないのですが、新幹線を小樽駅にというのではなくて、新しい駅ができたときにどういったアクセスが必要なのか、どういった人の流れをつくるか、そういうことも前広に考えていこうというような内容でございました。

○横田委員

わかりました。終わります。

○濱本委員

◎小樽市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについて

小樽市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについてということで報告をもらいました。資料にも書いてありますけれども、これは平成25年6月に内閣府に報告書を提出した、ホームページからダウンロードしましたけれども、これを提出したと。提出してから、25年10月に、内閣府が最終フォローアップ報告書、これを公表したので、本市も公表したという事実関係でいいですか。

○（建設）まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○濱本委員

結局、内閣府に報告書を6月に提出してから、議会としては9月の議会もあったわけですよね。9月の当委員会には、これは報告ができなかったということですか。

○（建設）まちづくり推進課長

内閣府には実は全国から同じように最終フォローアップ報告書が来まして、各自治体の報告を見て内容の精査を行うという作業がありまして、その精査によっては内容が少し変わる場合があるというふうに言われておりましたので、その結果を待っていたということでございます。

○濱本委員

ということは、本市が提出した報告書が訂正される可能性があった、若しくは修正される可能性があったという理解でいいのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

報告書の表現等につきまして、全国的な調整を図ることが目的かと思えます。

○濱本委員

はい、わかりました。

主観的には、報告書が内閣府に提出されたので、それは例えばこのように公に出る前にでも、見せてもよかったのかなど。報告書案でもいいですけども、最終報告にならなくてもよかったのかなという気がします。

いろいろなものが市から、例えば上部機関に出ていきます。それが最終的に出てきたときには、旬のときを終わっていることも十二分にあると思われま。そういう意味では、テクニックとは言いませぬけれども、報告書を案として出ましたよということで、私は差しさわりのないのかなと思えます。そのことで議会がいろいろな判断をして、いろいろなことを聞かなければならないということも当然生まれてくるでしょう。でも、最終案としてはこうなりました、最終形としてはこうなりましたという報告があっても、私はいいのかなというふうに思います。今後、こういうものはいろいろあるのだらうと思えますので、ぜひ御配慮をいただきたいというふうに思います。

それと、中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップの中身について、確認をしたいのは、2事業が休止というふうになっています。当委員会に提出した資料にも、3の総括の中で、進捗・完了状況ということで2事業が休止ということになっていますけれども、具体的に休止になったのは何ですか。

○（建設）まちづくり推進課長

休止になりましたのが、小樽菓子まつりです。本市は和菓子の店が多いですから、その菓子まつりというのが平成19年から行われていたのですが、中心になっていた方が体を壊しまして、続けられなくなったというのが一つございます。

もう一つは、SLクリスマスin小樽で、計画が始まる前の平成15年からJR北海道がやっていたのですが、21年で一応休止ということになりました。これは事業者の都合とか、引き続き函館のほうで何かやっているような話も聞いてございました。

○濱本委員

もう一つ、この中心市街地活性化基本計画最終フォローアップですけれども、言うなれば建設部だけではなくて、先ほどの小樽駅前再々開発街づくり検討協議会の話もそうですけれども、総務部企画政策室、産業港湾部というふうに全部かかっているのだらうと思うのです。そういう意味では、この最終フォローアップは例えば今日の総務常任委員会、経済常任委員会でもかかっているところは報告されているのかというと、たぶんそうではありません。当委員会にしか報告されていない。それが縦割り行政なのかどうなのかわかりませんが、実は議員の私にしても、ここにいるからこの話はわかりました。でも、これは議会の仕組みということもあるのでしょうかけれども、理事者の皆さんもかかわりのあるところであれば、例えば総務常任委員会なり経済常任委員会なりにかかっている部分だけでも情報提供をするという必要があるのかなというふうに思うのですけれども、その点についていかがですか。

○（建設）まちづくり推進課長

タイミング的に、今回、当委員会に報告をいたしました。報告書を出すことにつきましては、庁内関係部局にも相談しながら報告書をつくってございますので、そういう意味では、今後、こういうことがあった場合には、それぞれの、このように常任委員会に出しますよということを、もっと早めに連絡をし合うというような、そういう連携を図っていきたいと思います。

○濱本委員

ぜひそうしてください。私達も全ての情報に接することが可能なわけではないのです。今日の総務常任委員会で報告されていることが、実はこの建設常任委員会にかかわることもたぶんあるのだらうと思います。私達はなかなかわからない。全く伝わらないわけではないですけれども、委員会の当事者でないから100パーセントではない。そういう意味では、理事者の皆さんに、これはお願いですがそういう情報提供の部分では優しくしていただきたいと希望しておきます。

◎建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律について

それから、先ほど耐震診断の話がいろいろ出ていました。民間の話は出ていたのですが、市有建築物が20施設あると。これを平成27年12月末までに耐震診断を行わなければならない。コストの問題は当然出てくると。現時点でこの20施設を26年、27年で耐震診断することになりますが、総額でどれぐらいを見積もっておられるのか。それからその財源は市の単費で行わなければならないのか、例えば地方交付税措置があるのか、何かほかのそういうものがあるのか、先ほど民間は3分の1助成があるというふうに言っていましたけれども、コストと財源について、わかればお示してください。

○（建設）建築指導課長

市有建築物の大規模な建築物の予算の件でございますけれども、平成26年と27年の2か年でその20施設を耐震診断していくわけでございます。見積もりした中では、総額としましては、事業費にかかる費用としては約1億400万円程度が診断にかかる費用ということでございます。

それと、その3分の1について社会交付金が国から補助されまして、その3分の2については単費ということで

ございます。

○濱本委員

ちなみに、この1億400万円は消費税が含まれていない1億400万円ですか。8パーセントは結構大きいのですけれども。

○（建設）建築指導課長

これは8パーセントを予想した中で計算、計上されてます。

○濱本委員

消費税は返ってくる部分もありますから、難しい話はしません。計算できませんので。

ということは、3分の2は本市が見なければならぬ。市単費でやらなければならないということですよね。そうすると、66パーセントということで約7,000万円は2年間でお金を用意しなければならないということですね。

○（建設）建築指導課長

そのとおりでございます。

○濱本委員

財政的に厳しいとか、いろいろ言われているわけですよね。それからもっと言うと、平成26年度の当初予算が、ある意味、今の市長が政策的に判断をして編成する最後の予算です。平成27年度当初予算は、今までの例からいくと、骨格予算だけみたいな世界です。そうすると、この1億幾らというのは、26年度の当初予算というか、繰越分のことも含めて、2年でいきなり上げてしまうのか、一遍に上げてしまうのか、そこら辺の方針はどうですか。

○（建設）建築指導課長

2か年で耐震診断を行っていかなければならないということなのですけども、できるところからやっというところで、26年度につきましては、市庁舎を含めて7施設を今考えておまして、残りについては27年度という形で考えております。

○濱本委員

わかりました。

国が決めて市単費が出ていくというのはなかなか、市の施設がそれをやらなければならないと、お金が出ていくというのは、地方交付税もいただいていますけれども、何となく釈然としないなど。もう少し、3分の1ではなくて2分の1くれてもいいのかなという気はしますけれども、いたし方ないですね。これは自民党のほうに要望しておきます。

◎住宅リフォーム助成事業について

次にこのリフォーム助成事業、来年度が最終年度でございますけれども、アンケートも含めて報告がございました。もう少し今の報告の中でも、費用対効果みたいなものがわかればいいのですが、確かに工事総額は出ています。1件当たりも出ています。しかし、例えば61社が受注しているわけですけども、計算すればわかりますが、61社の平均受注単価、受注金額、それから61社のうちでマックス幾ら、ミニマムで幾ら取ったとか、そういうのもあると、地域経済への波及効果というのを判断する意味では、よかったかなと思うのです。これはまだ年度途中で、現在進行形ですから、言うなれば、年度末に平成25年度の住宅リフォーム助成事業についての最終の報告書が出るときには、もう少し工夫をしてというか、出してもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○（建設）建築住宅課長

そういった点も含めまして、まだ現在、集計しているところですので、今後、報告に生かしていきたいと思いません。

○濱本委員

たぶんこういう経済波及効果というのは、実は建設部の話ではなくて、産業港湾部の話だと思うのです。ある一

つの事業を行って、その事業がどれだけ地域経済に効果を及ぼしたかというのは、建設部はカウントすることになっている世界ではないと思います。なので、産業港湾部とのかかわりの中で、どういう見方をすればいいのか、こういうのがいいということであれば、そこら辺の情報交換もしながら、最終的な25年度分の検証ができる報告書を出していただきたいということを希望しておきます。

◎街路灯について

次に、街路灯の話を知りたいと思います。

ついせんだって、11月でしたでしょうか、街路防犯灯組合連合会の総会がありました。街路防犯灯組合連合会には全部で150団体ぐらいが加盟しているかと思いますが、まず確認です。平成25年度で、街路防犯灯組合連合会に出した電気代の助成金の部分、それからもう一つ、街路灯の新設改良工事に出した金額、それぞれにこの25年度は幾らでしたか。

○（建設）庶務課長

まず、街路灯の維持費の関係でございますけれども、202団体が加盟している街路防犯灯組合連合会に出した助成金は4,988万円となります。

それから、街路灯の設置費の助成の実績、現時点の金額でございますけれども、403万9,000円となっております。

○濱本委員

ということは、前にも質問させてもらいましたけれども、トータルで、電気代の補助、新設、それから改良の補助で、今の段階でいくと約5,400万円お金を使っていると。4,988万円も、その202団体が払っているお金の全額ではない。補助率は何パーセントでしたでしょうか。

○（建設）庶務課長

補助率は60パーセントでございます。

○濱本委員

60パーセントということは、約5,000万円で60パーセントですから、8,000万円ぐらいですか。そうですね。8,000万円にして5,000万円を引くと、3,000万円ぐらい、これを202団体が負担をしているわけです。たぶんその負担している設備も結構水銀灯など、まだLEDの省電力でないものが結構な割合を占めているのだと思うのです。改良工事が約403万円ですけれども、もっと改良されていってLEDにかえることにより、今の約5,400万円は圧縮される可能性があると思うのですが、認識としてはどうですか。可能性があると思いますか。

○（建設）庶務課長

現在は水銀灯がなかなか売っておりませんので、これからLEDを中心にしました省エネタイプの街路灯、そういうものにどんどんシフトしていくと。ただ、金額がネックになっておりますので、全部一遍にかえるという状態ではないと思います。そういうようなことで、徐々にシフトはしていくと考えてございます。

○濱本委員

私が言いたかったのは、LEDにどんどんシフトしていくと、この約5,000万円は当然下がっていきますよね。シフトさせるために、この四百何百万円の金額は増えていきますよね。増やすとこっちは減りますよねということの確認だったのですが、細かい計算の試算がよくわかりませんが、例えばLEDにどんどん切り替えていくことによって、維持費関係の助成金約5,000万円は圧縮されていく可能性はありますかということです。

○（建設）庶務課長

LEDにシフトしていくことによって、維持費が減っていくということで認識しております。

○濱本委員

要は、前は本市街路灯助成規則の新設、それから改良工事の条項が、今の現実の技術にいろいろ合っていなかつ

た。それがつくられたときになかった新製品が出てきたので、それに合うように、現実に合うように規則の変更をお願いしたいということで、たぶん進めていってくれているのだろうと私は理解をしています。

そういう中で一つお願いなのは、いわゆる標準工事費みたいなもの、例えばLEDの球のことはどうでもいいのですよ。そうではなくて、それを交換するに当たって、例えば1か所交換すれという、それはとんでもない高い金額になるのです。しかし、町会単位で、例えば200灯持っているうちの10か所やりたいのだと。標準工賃は幾らなのかということは、情報として全くわからないわけです。例えば除雪のときに、タイヤショベルは1時間幾らですよという標準工賃というのは除雪懇談会へ行くと出ているわけです。それと同じように、例えば水銀灯をLEDの球にかえる、それでその標準工賃は、例えば10か所以上やったら1か所当たり幾らぐらいになりますよというものを、できれば情報として提供していただきたいと思うのですが、そういうことは可能ですか。

○（建設）庶務課長

ただいま標準価格というような形で出せるかどうか、要するにその製品によっても金額が上下しますし、また電器店のもうけとかの部分もあります。町会の中に電器店があれば一番いいのですが、そうではない場合もあります。なかなか標準価格という形ではできないかもしれないのですけれども、例えば金額的なものを例示した形で町会等に情報提供ということは検討していけると思っていますので、そういうことでお願いいたします。

○濱本委員

ぜひ新しい条例と、そのような情報と、速やかに新年度で提供をしていただける、また提案していただけることを期待して、私の質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時35分

再開 午後 2 時54分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
公明党。

○松田委員

○塩谷住宅（中層）における入居申込要件の緩和について

最初に、市営住宅についてお聞きしたいと思います。

特定目的住宅の半数を一般世帯住宅に振替、公募による単身世帯でも2人用の住宅の申込みができるということになったということですが、件数については、先ほど10件くらいということで、その半数ということなので、これについては質問を割愛します。

そこで確認しますが、2人用のところに単身者も申し込めるということで、全てを単身用にするということではないということについて確認させていただきます。

○（建設）小林主幹

2人用の住宅に単身の方でも申込みができるということで、単身用にするということではございません。

○松田委員

本来は2人用住宅のところを単身の方も申し込めるということですが、そのような場合、結局1人で2人用のところを使うことになってしまいますが、住宅使用料については割増しになるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

当然お部屋が広がりますので、2人用の住宅ということで家賃設定してございます。

○松田委員

今は塩谷の住宅についてですが、今後、空き室が続く場合には、市営住宅については、この塩谷住宅以外でも申込みの要件を緩和するということになるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

塩谷住宅につきましては、恒常的に空き家が継続しているという状況から検討したわけでございます。今、委員の言われる方法につきましては、恒常的にそういった空き住戸があれば、また審議会の御意見を伺いながら検討ということになりますけれども、現時点では余り考えておりません。

○松田委員

◎住宅明渡しの強制執行について

先ほどの報告で、住宅明渡しの強制執行を行ったという報告がありましたが、過去に明渡しの強制執行をしたケースというのはあったのでしょうか。

○（建設）小林主幹

強制執行は今回が初めてですので、過去にはございません。

○松田委員

それで、明渡しの要求をする際の基準についてですが、滞納金額によるのか、若しくは滞納している期間が長いことによるのか、長短によって明渡しの基準は変わるのかということを確認させていただきたいと思います。

○（建設）小林主幹

金額とか期間、こういったことが重要な要素ではございますけれども、あくまでも滞納の事務処理要綱に基づきまして、3か月になりますと1回、本人に催告書を出します。なおかつ納めなければ保証人といった流れで、何回かこの催告文書を出しまして、最終的には悪質となりますと、裁判の対象者ということで検討して、訴訟へ発展していく、こういった流れになっております。

○松田委員

明渡しまでの流れについては、先ほどの説明で理解できました。

それで、現在滞納している方の中で、今後、明渡しを要求若しくはされそうな方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

現時点では、9号催告書を出した方はおりますけれども、退去の手続きをとりましたので、おりません。

○松田委員

それで、現在、滞納している方の最高金額といいますか、滞納金額の一番大きい方というのはどのぐらいになりますでしょうか。

○（建設）小林主幹

11月末現在で、120万158円でございます。

○松田委員

では、先ほどの方は七十何万円の滞納ということで明渡しになったのですけれども、先ほど滞納していても明渡しを要求した方はいないということでしたが、この120万円の滞納の方については、どのような考えでいらっしゃいますか。

○（建設）小林主幹

この方につきましては、平成19年に退去をされまして、引き続き徴収には行っているところでございます。

○松田委員

今、120万円滞納しているけれども、現在、分割か何かで払っているということの理解でよろしいのでしょうか。

○（建設）小林主幹

相手の御自宅に行っているのですけれども、納付には至っていないという状況でございます。

○松田委員

払ってもらっていない、120万円現在も払っていないという、明渡しはして……

（「出ている」と呼ぶ者あり）

出ているのですか。

○（建設）小林主幹

もう退去した方でございます。

○松田委員

参考までに、住宅使用料の収納状況を、平成23年度、24年度決算、そして本年直近までの状況ということでお知らせしていただければと思います。

○（建設）小林主幹

平成23年度の住宅使用料の現年度につきましては、収納率が99.34パーセント、現年、過年を合わせた収納率が95.05パーセント、24年度が、住宅使用料の現年度については98.92パーセント、現年、過年を合わせた収納率が94.88パーセント、現在11月の直近の収納率でございますけれども、住宅使用料の現年度については58.49パーセント。現年、過年度合わせた収納率が56.16パーセントでございます。

○松田委員

滞納している方の中には、事情があつて滞納せざるを得ない方もいらっしゃると思います。今は減免制度があるとも聞いていますし、払いたくとも払えない場合などは、担当者と相談していただくというようになっていると思うのですけれども、減免制度について説明していただくとともに、現在、減免制度を利用している方の人数をお示しくください。

○（建設）小林主幹

減免制度につきましては、例えば会社を退職したとか、あるいは年度の途中の収入が落ち込んだとか病気をした、こういった場合に、生活が今困窮している状況から申請をいただいて、中を確認し、家賃を減免する、そのような制度でございます。

滞納者につきましては、滞納している家賃について、やはり支払っていただかなければなりませんので、当然、返還計画を立て、現在の資力に合わせて返還していただく、そのような中で現年度の家賃については、現状の生活を見ながら申請をいただいて、該当すれば減免に至る、このような流れになります。

平成24年度の一般減免の件数については、293世帯でございます。

○松田委員

とにかく滞納、支払えない方については、担当者とよく相談していただければということだと思います。

◎住宅リフォーム助成事業について

次に、住宅リフォーム助成事業についてお聞きいたします。

先ほども説明がありましたけれども、資料を見ますと、取りやめた方が申込者の1割くらいいます。これは昨年度の件数より減ってはいますが、相変わらず1割程度の方が取りやめになっています。取りやめの主な理由については、資料に3種類記載がありますが、それ以外の理由はありますか、お聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

取りやめの理由についてですが、ほかには申請前に工事を完了したためが1件、家族との話合いの結果が1件、

主人の仕事の都合が 1 件、工事代金が 50 万円未満のためが 1 件ありました。

○松田委員

申請者の要件を満たしていなかったためという理由が 4 件あるのですが、たしかこの点については、昨年度も指摘があり、パンフレットもこれに配慮したものを作成し直したと記憶しています。今回も申請者の要件を満たしていなかったためという理由の方が 4 件いるということで、受け付けた時点でわからなかったのかお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

申請者の要件については、窓口で申込みを受け付けた時点で、口頭で確認しております。その時点で必要な書類の提出は求めています。

○松田委員

先ほども言いましたとおり、この事業については今回で 2 年目ということで、初年度については、申請の理由だとか、いろいろなことでまだなれていないということで取りやめがあったということもわかりますが、今回もやはり取りやめ件数が多いということについて、どのように認識していますか。

○（建設）建築住宅課長

取りやめが多いことについては、残念に思っております。

あと、申込時に要件を確認していますので、申し込んだ方には取りやめをしないで利用していただきたいと思っております。

○松田委員

利用者のアンケートによりますと、リフォーム工事を依頼した施工業者を選定した理由として、補助制度を知っている市内業者が営業に来たからというのと、それから本当は市外業者をお願いする予定だったけれども、補助制度を利用するため市内業者に変更したというものが、合わせると 11 件あります。市内業者の営業努力と市内経済の発展にこのリフォーム制度は寄与していると思われませんが、この点についてはどのようにお考えになっているでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

そのとおりで、リフォーム制度は寄与していると思います。

○松田委員

事業者についてのアンケートを見ますと、事業形態は法人の方が多いと出ております。それで、今回リフォームにかかわったこの法人の方は、昨年度も行ったのか、若しくは今年度が初めてなのかということと、個人事業者が少ないことについて、どのように思われているか、この点についてお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

昨年度も行った業者が多いのか、新規業者が多いのかについては現在集計中ですけれども、新規が増えている傾向にあると思います。

あと、個人事業者につきましては、もともと登録業者が少ないので、その関係で少なくなっていると思います。

○松田委員

それで、昨年度は初年度ということもあり、周知の仕方がままならず、予算に残額があったということですが、今年度の決算見込みはどのようになっていますか。

○（建設）建築住宅課長

決算見込みについてですが、補助金 2,000 万円に対して、今時点では 1,867 万 3,000 円で、全てのリフォームが完了した時点で額が確定するというようになっております。

○松田委員

この住宅リフォーム助成は、今のところ3年間で来年度までという期限付の制度で、今回2年目ということですが、同じような課題があったりなど、課題を洗い直しているうちに終わってしまうのではないかと懸念もされます。それで、平成26年度の申込みにつきましては、課題を残さないように対処してほしいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

来年度に向けましては、補助金を少しでも残さないように努力してまいりたいと思っております。

○松田委員

しっかり課題を洗い直してやっていただきたいと思います。

◎空き家対策について

次に空き家対策について、代表質問でも一日も早く条例化を促進していただきたいということを要望いたしました。空き家の条例につきましては、総務部企画政策室が担当ということですが、代表質問で秋田県大仙市の例を引き、町会長などにアンケート調査を実施する予定はないかという質問に対しまして、危険な空き家等の情報は関係部署の業務の中で行っているパトロールや市民からの相談、通報などで把握しているので、アンケート調査についてはしないというふうな御答弁をいただきました。

そこでお聞きいたしますけれども、このパトロールというのは定期的に行っているのか、若しくは通報があったときに行っているのか、そのパトロールの頻度についてお聞きしたいと思います。

○（建設）建築指導課長

空き家対策の危険な建物についてのパトロールの頻度ということでございますけれども、建築指導課の業務としましては、相談、苦情があって、現地に行きまして、危険な建物を把握するわけなのです。それに対して所有者がいれば所有者に対して口頭指導したり、文書で指導をしていくわけですが、当然、危険な建物ということで、なかなかそういう方もいません。そういった場合には、建物はどんどん悪くなっていくわけですから、定期的にパトロールなどはしております。

○松田委員

昨年の冬季は4件が倒壊したと聞いております。それで、いまだ倒壊の危険性がある空き家については、以前、38件あると聞いておりますけれども、大仙市の場合は危険度大だとか、危険度小だとか、それから危険度なしということで、家屋に対して危険度判定をしているということを聞いております。本市ではその危険度を判定するという基準などについては、どのように検討されていますでしょうか。

○（建設）建築指導課長

危険度の判定についてでございますけれども、本市として危険な建築物38件、改善されたり、また新たに加わったりということで、38が増えたり減ったりするわけなのですけれども、そういったことで市としては危険な建物を把握しているわけです。それで、この38件の根拠となるものは、当初、庁内の検討会議の中で、建築指導課が抱えている危険な建物、また消防本部予防課が抱えている危険な建築物、それからまちづくり推進課が抱えている危険な建築物、こういったものを持ち寄った数字、最終的には38件ということになりました。当初は60件、70件近くあって、それを選別して危険なものがこういった件数になったということでございます。これはあくまで建物の傾きだとか、建築資材が飛散しそうだとか、そういったところから危険度の対象を決めているものであって、これについてはかなり危険な建物というふうなことでは認識しております。

○松田委員

庁内の検討会議があるということで、いろいろ検討されていると思いますし、部署によって空き家に対する内容というのは違ってくるとは思いますけれども、ここは建設常任委員会ですから、建築技術者の観点から見た場合、条

例化に際しての課題というのはどのようなことだと思っているのか、見解をお聞かせ願います。

○（建設）建築指導課長

条例化ということでございますけれども、我々の業務としましては、空き家対策というよりも、現場で危険な建物について指導していく立場なものですから、なかなかその対策ということについては、庁内の検討会議の中で進めていきたいと思いますが、我々が一番困っているというか、大変だというのは、やはり所有者がいなくてなかなか対応できないという部分が、緊急性が迫っているときになかなか対応できないというのが一番大きな問題であります。そういった部分を改善というか、何かできれば、もう少し早く対応できるかというふうには考えております。

○松田委員

わかりました。

それで、この空き家につきましては、人口減少が続いて、なおかつ山坂が多いまちや豪雪地帯だけの問題かなというふうに思っておりましたけれども、先日、新聞報道で、札幌市で空き家になった民家に対し、苦慮する方の記事が載っていたということで、これからは本市のような急坂なところや豪雪地帯だけでなく、どこの地帯でも対処していかなければならない社会問題だと思っております。

それで、所有者という問題が、今、回答がございましたけれども、所有者を限定するのに、札幌市では諮問委員会に聞いて、そして所有者を割り出したという、そういう内容もありました。とにかく国の動向を探っているだけでは前に進みませんので、これからも検討していただければと思います。

回答は要りません。

◎小樽市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについて

次に、先ほどもまちづくり推進課長より、小樽市中心市街地活性化基本計画について報告がありましたけれども、その中で計画の目標と達成状況の表を見ますと、計画の目標はいずれも達成されていませんし、また基準値さえも超えていないという状況です。単純に考えると、衰退しているのではというふうに思う部分があるのですが、先ほどの説明では、若干の活性化が図られたと総括しておりましたけれども、この点についても一度お聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

目標の達成状況ということで、若干の活性化が図られたという判断でございますけれども、報告しましたが、駅前につきましては、市街地再開発事業、これによりまして、誘発効果等がありまして、小樽駅のリノベーションですとか、あと集中的にその時期に整備がされているということがございました。これによりまして中心市街地全体の居住人口、まちなか居住ということで言いますと、中心市街地全体では3.4パーセント、これは対19年比でございますけれども、減少してございます。それに比しまして、再開発事業を行った小樽駅前の稲穂3丁目地区におきましては、逆に居住人口が15.4パーセント増えているというような状況もございます。そういうことで、駅前地区につきましては、ある程度活性化が図られているというふうに考えてございますが、一方で旧丸井今井小樽店のあたりにつきましては、再活用ができなかったということがございまして、この間、十分に目標値を達成できなかったというようなことでした。トータルで判断しますと、小樽駅前地区周辺に限ってかなり活性化の効果があったのかというふうに考えてございまして、総括して若干の活性化が図られたと、そのような判断をしております。

○松田委員

それで、確認したかったのですけれども、計画の目標に1番、2番、3番とあります。そして、2番、3番につきましては、居住人口だとか宿泊客数だとかということでこの数値は出せると思うのですけれども、まちなかにぎわい創出の中で、歩行者通行量というのが2万4,096人ということで数値が出ていますが、この数値というのはどのようなことで出した数字なのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

これは産業港湾部で毎年、春と秋、通行量調査をやってございまして、これが中心市街地の中で7地点ございまして。これの数値を集計いたしまして平均しているというようなことで、それを参考にして出した数値でございます。

○松田委員

事業のうち37事業は継続、2事業が休止ということでした。2事業について、どのような事業かは先ほど答弁されていたと思いますけれども、休止ということは再開もあり得るということなのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

これは計画の中の休止という言葉でございまして、休止というのは計画期間中の位置づけでございます。そういうことでございまして、計画期間中については再開ということも視野に入れていたのですけれども、最後まで再開することはなかったということでございます。

今後につきましては、現段階では判断ができないというところでございます。

○松田委員

あと、今後の取組としまして、計画終了後も引き続き中心市街地の活性化に向けて、官民協働により取り組んでいくとありますけれども、目標値についてはどのように設定していくおつもりなのか、お聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

今回、3月で計画が終了しておりますので、その後の目標値の設定というのはしておりませんが、引き続き港湾エリアの再開発ですとか、丸井今井小樽店跡地の再活用などが進んでいくと思われましますので、そういう動向を踏まえて関係部局が連携して取組を進めていくと、その中で各部局が独自に目標値なりを設定するのかと考えてございます。

○松田委員

当初、マンションの募集戸数については、全部完売したけれども、現実には入居者が予定より少なかったとか、またサービス付き高齢者向け住宅も当初の建築戸数より縮小されたなど、計画どおりいかなかったということも答弁にありましたが、今後、このような懸念というのがありますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

駅前のサンビルスクエアのマンションですが、入居人数が計画の終了時点で8割ということで押さえております。今後、これは増えていく可能性もあるということで、さらに居住者なり歩行者なりが増えていく可能性はあると考えてございます。

もう一つのサービス付き高齢者向け住宅ですか、こちらにつきましては、ほぼ満室状態が続いているというようなことを聞いておりますので、現在でもそれなりにあの付近では効果が出ているのではと考えてございます。

○松田委員

では、今後、活性化に向けて取り組んでいただければと思います。

◎除雪計画について

最後に、平成25年度の除雪計画についてお聞きいたします。

11月5日を皮切りに、市内9か所で除雪懇談会を開催したということの報告がありますが、参加人数について、昨年度と比較してお示してください。

○（建設）雪対策課長

11月に開催されました第2回の除雪懇談会の参加人数につきましては、総人数で本年度は154名、昨年度は138名となっておりますので、昨年度に比べまして16名増加したということでありまます。

○松田委員

それで、懇談会では、雪対策課より説明があった後、質疑応答を行ったと聞いておりますが、どんな質疑応答が

あったのか、主な内容についてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

主な質疑応答についてですけれども、会場にお越しになられた皆さんからは、交差点の見通しを確保してほしい、それから通学路の歩道の除排雪対応をしてほしいという要望がございました。これにつきましては、我々としても今年度の主な取組目標として考えておりますので、道路状況を勘案しながら、適切なタイミングで作業対応に努めていきたいと回答させていただいております。

○松田委員

◎ロードヒーティングについて

それで次にロードヒーティングについてお聞きしたいと思います。ロードヒーティングについては、時間帯で通電を制限したりするということは聞いておりますが、本年は北海道だけ節電がされるということではなされています。このことがロードヒーティングの作動に影響を及ぼさないのかということが少し心配になっているのですけれども、どのように考えておりますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

6 パーセントの節電ということで、影響についてということですが、ロードヒーティング施設については、やはり当市の急坂路線の特性の中で、道路安全上欠かせない施設とっておりますので、節電目標を定めて節電することは難しいと考えておりますので、直接の影響は少ないものかと考えております。

○松田委員

それで、同じくロードヒーティングについて、11月のときにまだ通電されていなくてということをお聞きされていた委員もいますけれども、このロードヒーティングについての苦情などは年間どのぐらいあるのか、またその内容についてもお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

ロードヒーティングの苦情に関しましては、例年ですと大体シーズンを通して40件ほどなのですけれども、昨年度は大雪だった影響もありまして、なかなかロードヒーティングがきいていないということで、約90件の御要望が寄せられています。

主な内容ということでいきますと、やはりロードヒーティングの融雪状況が悪い、それからロードヒーティングと道路の切れ間の段差があって通行の支障になるというような声をお寄せいただいております。

○松田委員

本市におけるロードヒーティングは、何か所あるのかということと、それから今、公的なもの、インフラについて耐用年数が来ているとか、いろいろな問題があると思うのですけれども、現在敷設されているロードヒーティングの補修や更新の基準について、お示ししたいと思います。

○（建設）雪対策課長

私からは、市内のロードヒーティングの箇所について回答いたします。平成24年度末現在で、市内のロードヒーティングは231か所を設置している状況でございます。

○（建設）建設事業課長

私からは、ロードヒーティングの更新の考え方ということで話をさせていただきます。更新ということですので、まず設置年数というところがございます、次にバス路線であるということとか、あと交通量が多くて勾配がきつい路線ということ、それからあと故障の履歴などというものを踏まえまして、更新を進めていってございます。

○松田委員

◎砂まきボランティアについて

次に砂まきボランティアについてお聞きしたいと思います。

11月13日から砂まきボランティアの募集が始まっているということ、また広報12月号にもボランティアの募集が載っていましたが、現在の応募状態はどうなっているのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

今年度の応募状況についてでありますけれども、12月13日現在で、138件の登録をいただいています。

○松田委員

これは昨年度と比較して、増減というのはどのようになっていますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

大変申しわけないのですが、昨年度の同時期ということでの比較の数字は持っていません。ただ、昨年度より11月にどっと雪が降った関係がありまして、ちょっと登録の進行が早いのかと、昨年度よりは少し多めに登録していただいているのかという認識は持っています。

○松田委員

砂まきボランティアの募集要項を見れば、毎年更新すると載っていました。その中で、未使用の砂箱の砂があるところについては、次年度においてまいいただくことを前提に、各自で保管するようになっていると言われております。ということは、毎回登録する必要があるのでしょうか。要するに、今もらった砂をそのまま来年度も使えるとか、そのままボランティアを継続するのかというふうに思うのですが、先ほど言いましたとおり、毎年更新してほしいということがうたわれていましたけれども、毎年更新する必要があるのでしょうか、その点についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（建設）雪対策課長

砂まきボランティアの毎年の更新についてなのですが、私どもは、登録者に対して、いつ、どのぐらいの砂を持っていったかというデータを日々整理しております。詳細のデータをとるために、基本的に皆様に登録をいただいていると。あくまでも申込用紙があって、地図があって、そういうようなデータを蓄積するというセットで考えております。ただ、運用としては、昨年度登録していただいた方から、電話連絡がありましたら、その現場に応じて我々が住所を確認するという形の運用もしておりますので、御理解をお願いします。

◎歩道除雪の基準について

次に歩道の除雪の基準についてお聞かせ願いたいと思います。というのは、歩道が除雪されていないという苦情等があるものですから、歩道除雪の基準というのがあればお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

歩道の除雪基準についてですが、1種路線と呼んでいます歩行者の特に多い路線につきましては、おおむね10センチメートル以上の降雪があって除雪作業が必要なとき、それから比較的歩行者が多いということで2種路線というところが、おおむね15センチメートルの降雪量があって除雪作業が必要なときということで定めておまして、それ以外にも状況を見て、路面がでこぼこになって歩行が困難だということが判断されたときには、必要に応じて除雪をしているところであります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎小樽市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについて

先ほど、横田委員の質問では、市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについての資料で説明していたことについて、特に駅前第1ビルと第2ビルの再開発の方向性についてお聞きをされていましたね。

前計画からもう 5 年がたったわけですが、以前は通り一遍のどこのまちでもあるような中心市街地活性化計画というのを立てられていたのかなと思っていたのですが、前計画はこのまちの特色である観光地としての特色をきちんと押さえて、観光客をいかにまちなかまで周遊させるかということを重点に置いたまちなか活性化計画になっていたのではないかと。そういう意味で、わりかしよくできた計画であったなというのが印象であります。

そういう中で、次の中心市街地活性化基本計画をすぐ着手されるかどうかわかりませんが、これをどのように考えて、基本的な考え方として、どういうものを押さえて作成するかということが、非常に私は重要だと思います。

基本的に、小樽のまちは、高齢化率が年々上がっているわけです。65歳以上がもう35パーセントを超えているという、もう4割に近づくというようなことになっているわけです。なおかつ統計資料で見ますと、預金高、銀行ですね、普通預金と、当座は入っていないのかな、定期預金、これも信用金庫といわゆる銀行ですね。証券とかその他の金融資産は入っておりませんでしたけれども、細かい数字は今、私、持ち合わせておりませんが、たしか4,000億円以上あると思います。相当、眠っている預貯金があるということです。ただ、孫などに、ある意味では息子夫婦の生活を、リタイアされた両親がお金を持っていらっしゃって面倒を見ることもあるかもしれませんが、本当は中心商店街がある意味ではそれをターゲットにして、消費行動に結びついていただくような施策がソフトも含めて必要かと思っておりました。

観光客も当然まちなかにも周遊していただかなければいけません、今回、丸井今井小樽店跡地がサービス付き高齢者向け住宅と病院で利用されるということで、私は駅前第1ビル、第2ビルも可能性としてはサービス付き高齢者向け住宅みたいなものが立地する可能性が高いのかと。ある意味では高齢者がまちなかに住んでいただくような仕組みをつくったほうが、逆に中心商店街の活性化につながるのかというふうに思います。

当初、私は、中心商店街がなぜ観光にリンクしないのかと。依然として同じような業態でおやりになっていることが、活性化につながっていないのではないかなと思っていたのですが、どうもそういうふうな感覚をお持ちになっていない部分がある。飲食は若干対応されていますけれども、衣料品店が大変多い。ほかにも買えるところはいっぱいあるのです。高齢者のニーズに合ったものを上手に集めてきて、それで高齢者に買っていただくような、よそで売っていないものをやらなければいけませんけれども、そういうことに対応していただくようにすることはできるのかなと思っているのです。

時代も変遷しておりますし、なおかつ小売の数字も、例えば卸もそうですけれども、ここ10年で25パーセント以上減っているわけです。たしか旅行会社は3,000億円を切りましたよ。かつては、10年前は4,000億円以上ありましたけれどもね。

だから、そういう中で、やはり絞り込んでまちなかの現在の状況、将来を見据えた状況の中で、次の計画の中に位置づけをしてほしいなど。これが私の希望です。

これは考え方についてお聞きしてもいいと思いますけれども、もう一つ、サービス付き高齢者向け住宅もたくさん今増えておりますが、いつのニュースだったか忘れましたけれども、つい最近、介護の乱用と言ったらおかしいけれども、実態どおりやられているのか、報告どおりやられているのかということが、いろいろ問題が出てきたものですから、国で予算をつけて、実態調査をやるようなことも報道されております。

私は、小樽方式みたいな、例えばサービス付き高齢者向け住宅に居住しているまだ元気な方もいらっしゃるわけですから、そういう方が施設内の不自由な高齢者というか、そういう方々の面倒を見るような相互扶助方式など、そのようなシステムなどを確立していくと。お互いがお互いを助け合うような、独自方式みたいなものを含めて、私は、先ほど、小樽駅前ビル株式会社を中心にやられている協議会の中で、ぜひそういう議論もやっていただきたいと思います。

何か答えをいただけるのであればいただいて、次に移ります。

○建設部長

今、委員から指摘がありましたことにつきまして、建設部として正直言ってお答えするものがちょっと見つからないかと思うのですが、今、委員がおっしゃったとおり、そのまちなかの活性化について、高齢の方も巻き込んでやっていくというのは非常に重要な課題だとは認識しております。

それで、今後、建設部ではちょっと無理なので、全庁的にこれからこういった論議がされていかなければならないと思っておりますので、先ほど出ました小樽駅前再々開発街づくり検討協議会等も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

○山口委員

ありがとうございます。

◎建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律について

もう一つ、先ほどの議論を聞いていまして気になったところがあったのですが、昭和56年5月31日以前に着工された建物の耐震改修の調査ということでお聞きしますが、先ほどの報告によりますと、公共施設が20施設あるとお聞きしました。市民会館、市庁舎、体育館、競技場、そのほかは大体、学校施設だとお聞きしました。

少し奇異に思いましたのは、今、学校の統廃合というのが中学校も小学校も計画をされているわけです。統廃合を予定されている学校については、当然、耐震診断については免除されると考えるのですが、その辺はどうなっておりますか。

○（建設）建築指導長

統廃合に伴って、その学校の耐震診断がどうなるのかという質問でございますけれども、法律上ここは2年間で、平成27年12月31日までに耐震診断をして行政庁に報告するというところでございます。統廃合の中で、残ったものは当然、残らないものについても、当然それは耐震診断をやっていかなければならないという法律上の決め事となっておりますので、それはやってもらうということになります。

○山口委員

基本的に我々としては、統廃合は一つの基準で、適合するところはやっていくということで、それは公平性ですよ。だから、ほぼもうそれは確定ではないかというふうに思っているのですが、基本的に学校として利用されない、例えばそれを売却するとか、跡利用にするにしてもそのまま使うとは限りませんので、そういう意味で税金の無駄になります。私はそう思います。

これはある意味非常に矛盾したというか、合理性のない国の判断ではないかと思いますが、例えば全国的に学校統廃合も行われているわけですから、当然このことについて、制度を改正してくれと、そういう話もあると思いますけれども、私はぜひこれは例えば全国市長会などでも議論していただき、国に働きかけをしていただくと。特に先ほど自民党の濱本委員も言っていましたが、3分の1の補助率とは一体何なのと。国が法律をつくって、要するにやれと言って、少なくとも2分の1の補助ならわかるけれども、3分の1しか見なくて、単費で3分の2も出せと。なおかつそれで統廃合が決定しているところも含めてきちんとやりなさいというような物言いというのは、非常に乱暴だと私は思います。

もう少しきちんと配慮してやってほしいということをお国に申し入れをする。部長がおやりになるよりも、私は市長がおやりになったほうが良いと思いますから、要するに形として残らないものに、ある意味では1億400万円もかかるなんていうことになりますから。その辺、少しでも持ち出しが少なくなるように、制度改正も含めてやっていただくように、ぜひ要望していただきたいと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○建設部西島次長

今の委員の御指摘にありました統廃合が決まっている学校についての耐震診断についてですが、基本的には平成27年12月31日現在、存在する学校については、全て対象になるという原則でございまして、問題は、ではそれから

あと何年後に統廃合されるのかという、期間の問題もいろいろあると思うのですが、ただ、一方では地震もいつ起きるかわからないというような状況もございまして、現在、国には我々も、この法改正に伴う質問として、統廃合を予定している学校の取扱いはどうなのかということは正式に質問を出した経過がございます。ただ、それに対して、正式に現在のところは全て対象になるという返事をいただいておりますので、今後、いろいろな面で、先ほど市長会の話もありましたけれども、そのようなところと情報交換をしながら、これは当然本市だけの問題ではなくて、全国各地でやはり統廃合というのは進んでいる話でございますので、そういったところの情報を集めながら、今後、協議していきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○山口委員

その件は、よろしく願いいたします。

◎住宅リフォーム助成事業について

住宅リフォーム助成事業を始めるきっかけになったのは、基本的に市内の、特に市の予算でいくと普通建設事業費ですね。これがいつか100億円以上あったのでしょうかけれども、それが12億円ぐらいに落ちたよと。これでは事業者は大変だよと。こういう事情があったわけですね。そういう中で、何かやはり手を打つ必要があるよと。全国もいろいろな事例があって、それを進めていращやる、道内でも進めていращやるところが、同じだと思えますよ。

そういう中で、最近のこの財政の概況でも何点か聞かせていただくのですが、普通建設事業費の推移です。これを見せていただくと、今、企業会計、特別会計、一般会計合わせて69億8,700万円。一般会計だけで言いますと、最低のときが約10億5,400万円しかなかったですね。これまで平成19年度、20年度が最悪のときだったと思います。一般会計で平成19年度、約10億5,400万円、平成20年度、約11億6,800万円。24年度は約32億3,600万円。企業会計、ここはあまり落ち込みはなかったのですが、平成19年度には約24億円、24年度は約30億円ありますね。特別会計でもそんなに変動はないのですが、財政が悪くて、基本的には一般会計での普通建設事業費が相当落ち込んでいたわけですね。それが、今、回復をしてきていると。全体で、例えば平成18年度が最低でございましたけれども、約36億1,800万円が約69億8,700万円に、今は回復しているということですね。

もう一つ、国が、この間の直近の12月17日の新聞報道によると、住宅改修に最大200万円を出しましょうと。これは今年度補正予算で20億円を確保すると。来年度の当初予算でも数十億円を計上するというので、要するにこれは中古住宅の利用増に対応しようということですね。住宅改修の条件は、耐震性や省エネの性能を強める一定の基準を満たす住宅に、100万円から200万円を補助すると。国が中古住宅の改修に補助をするということですね。

私の考えでございますけれども、小樽市住宅リフォーム助成条例は3年の時限条例となっておりますが、基本的には市の発注する事業もかつてより増えている。なおかつ国がこういう制度も設けて、中古住宅の価値を上げるという意味で、改修に対しても補助を考えてやると。

こういう状況の中で、当然、次の制度設計、来年度1年やって、その後どうするかという議論になりますから、それも考慮に入れて考えていただきたいなど、こういうふうに思います。

その辺について、少し先の話ですが、でも再来年度の話ですからね。だから、継続してやるのか、それともまた新たな制度をつくるのか、全くやめてしまうのかという議論をこれからやるのですが、そういう中で今言った情報など、やられるかどうかはまだわかりませんから。情報も集めていただいて、検討をしていただきたいと思いますと思いますが、まず、情報として、今、新聞に載っていましたが、これは御存じですか。

○建設部西島次長

詳細まではまだ把握しておりませんが、一応、情報としては入手させております。

一応、今のリフォーム制度、当然皆さん御承知のとおり、3年間の時限立法ということでスタートしたわけでございますが、今、2年目が終了しようとしているところで、あと1年を残しております、我々としては、2年経

過して、これまでも改善点を見つけて、さらにあと 1 年、最後の年に向けて改善をさせていきたいと考えております。その後の取扱いについては、当然、このリフォーム助成そのものが当委員会の勉強会からスタートしたものでございますので、そういった中で議論することになるかというふうに思っていますし、我々といしましては、できるだけ市の財政のことを考えますと、今、委員がおっしゃいました国の制度の活用など、そういったことも積極的に情報を収集するなり勉強するなりして、そういったものを取り入れることが可能であれば、できるだけそういった形も進めていきたいと考えております。

○山口委員

◎空き家対策について

松田委員が空き家の条例も含めて代表質問から一貫しておやりになっているのですけれども、空き家の問題は、今、国でも、新聞報道等によりますと、いろいろな対策をお考えになっているようですね。危険空き家というのではないのですけれども、空き家がなぜ残っているのかという理由の一つに、解体すると費用もかかるし、なおかつやはり固定資産税がはね上がるわけです。これが阻害要因になっているということで、今、検討をされているようですけれども、固定資産税の減免措置を含めてお考えになっているようです。

もう一つは、空き家の撤去についても、理事者が条例でお考えにたぶんなっているような措置、これも国でおやりになろうとしている部分がありますよ。そういう流れ、状況については当然含みながら、条例の設計に入れられるのだと思いますが、国の動きについては、どの程度把握をしていらっしゃいますか。

○（建設）建築指導課長

国の動きとしましては、空き家対策法案の素案という形で 9 月だったか、10 月ぐらいに出されていて、それが今国会で可決されるのかと思っていたのですけれども、また何か延びてしまっているケースでありまして、それによると、最終的には代執行できるような法案になっていたと認識しております。

○山口委員

私の質問はこれで終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

私の考えと、二、三、気になることを質問させていただきたいと思います。

◎小樽市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについて

中心市街地活性化基本計画と耐震化についてなのですけれども、ほかの委員がおっしゃられたとおりで、答弁にも出ていましたけれども、私としても駅前第 1 ビル、第 2 ビルの部分と駅前周辺の部分は課題だと思っておりますので、これは 3 部局連携してやっていただけるといことなので、ぜひ今後検討をどんどん深めていっていただきたいと思っております。

中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについての資料の総括で、活性化状況についてなのですけれども、いずれも目標値に達しておらず、基準値よりも低くなっているのに、若干の活性化が図られたと報告にあるところが気になっています。この根拠をお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

繰り返しになる部分もごさいますけれども、駅前地区につきましては、先ほど交通量等を説明させていただきましたが、中心市街地全体では減っているのですけれども、駅前の一部の地区については、通行量が伸びているというようなこともありますので、そういう意味で若干の活性化が図られた、これは地区限定というのでしょうか、小樽駅前地区の周辺に限ってということにはなりますけれども、活性化が図られたというような総括をしてござい

す。

もう一つは、雪あかりの路ですとかロングクリスマス、今度、小樽ゆき物語になりますけれども、そのような事業を通じて、その期間には一定程度の集客もできておりますので、期間限定ではありますが、地区限定と期間限定ということで、そういう総括的に見ますと、全体的に活性化が図られたということは言えないのですけれども、若干の活性化が図られた、事業効果があったのだということを総括してございます。

○安齋委員

その若干というのは、その一部地域の交通量が増えたということですが、その一部地域ではどれぐらい増えて活性化が図られたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

通行量につきましては……。

ちょっとお待ちください。

○安齋委員

数字は後でいいです。済みません。

明日の学校適正配置等調査特別委員会のこともあって、この中心市街地の人口が増えたという観点で、学校の部分がどうなるかということも調べたかったので今お聞きしたのですけれども、後で数字を教えていただけたらと思います。

いずれにしても、今回、この基本計画が一回終了となるのですが、引き続き活性化に向けて取り組んでいくということですが、私としては駅前第 1 ビル、第 2 ビルとかの開発もありますので、まちづくり会社を中心となってもう一度活性化基本計画をつくって、内閣府の認定を得て、補助金を使ってハードの整備をしていただきたいと思います。こちらについてはやはり先ほどの小樽駅前再々開発街づくり検討協議会とも兼ね合いがあるから、少し様子を見ながらつくっていくということによろしいのでしょうか、それを確認させてください。

○（建設）まちづくり推進課長

2 期計画ということだと思いますけれども、実は認定を受けるためには一定の条件がございまして、その中では例えばハードに限って言いますと、具体的にいつやるか、誰がやるか、そういうことがはっきりしていないと申請ができないという仕組みになってございますので、そういう状況を見ながら可能性についても考えていく時期が来るのかと思っています。

○安齋委員

◎住宅リフォーム助成事業について

あと、住宅リフォーム助成事業について、やはり新谷委員がおっしゃっていたように、私たちも増額をできればしていただきたいということから陳情も採択に賛成していますが、先ほど全く同じ新聞記事から山口委員も、住宅改修についての話がありましたけれども、こういった補助金などを活用してもう少し拡大できればいいなと思っております。これは要望です。

これから査定に入るとは思いますけれども、本当は取りやめとか申請漏れがないように、申し込んでいた方全員にいただければいいなと思っているのですけれども、ぜひそこら辺を考慮して計画を進めていただきたいと思います。と思っております。

私の質問は、以上で終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 00 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○新谷委員

日本共産党を代表して、陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について及び陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方については採択を求める討論を行います。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額を求めるものです。

今年度の住宅リフォームの申込件数は251件です。補助金申請件数は104件、補助金総額は1,867万3,000円、昨年度予算を残した反省から、昨年度補助金額総額を上回っています。工事費総額は、現在3億354万円、これも昨年度を上回り、経済効果16.25倍、昨年度の14.3倍を上回っています。今年度の資格登録業者は122社で昨年度を上回っているにもかかわらず、工事請負業者は61社と、仕事が回っているのは半分にしすぎません。1件当たりの補助額は18万円ですから、これを基準に抽選で漏れた人全員に当てますと、2,178万円ほどで助成できますし、さらには工事請負業者の工事拡大を応援することができます。

日本共産党は、本年第1回定例会で、昨年度の申込者全員と1件当たりの工事費を積算して、市長提案の住宅リフォーム助成制度へ3,000万円上乘せする予算修正案を提案しましたが、これを可決していただいたら、今年度の申込者全員に分け隔てなく助成ができました。

予算増額で市内経済活性化につながるのは、住宅リフォーム助成制度を実施している他の自治体を見ても明らかです。

隣の余市町では、今年度から住宅リフォーム助成制度がスタートしましたが、当初1,000万円の予算だったところ、1か月で申込者が殺到し、予算がほぼいっぱいになったため、また1,000万円の補正予算を組んで対応しています。

人口2万人くらいの自治体での施策と比べ、本市の予算は低すぎます。予算増額を求める陳情の願意は妥当です。

次に、陳情第312号ですが、市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定を求めるものです。

いろいろ解決に向けての困難さはありますけれども、付近住民の安全を守るため、また空き家対策については、本市が条例制定に向けて検討を進めていることから、陳情者の願意は妥当です。

詳しくは本会議で述べますが、委員皆さんの賛同をお願いしまして、討論を終わります。

○安斎委員

陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について、採択を主張する討論を行います。

もともと建設常任委員会でも予算の増額を求めていたこともありますし、2か年やった成果から、やはり多少の増額をしたとしても、市内の経済波及効果についてはかなり見込めるということがあります。先ほどの質疑でも提案させていただきましたが、国の補助制度などを活用して、少しでも申請していた方々にチャンスを与える機会をつくっていただきたいと思います。

議員皆さんの賛同をお願いし、討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第312号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。